

繊維産業における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和3年3月22日

日本繊維産業連盟

繊維産業流通構造改革推進協議会

1. これまでの取組（普及活動等）

【日本繊維産業連盟】

- 繊維産業技能実習協議会（7月）（アウトサイダー団体を含む）
 - ・ 技能実習制度の適正な運用が取引適正化にも効果があるとの認識から、会員団体の取り組み状況についても共有
- 取引適正化推進委員会（12月）
 - ・ 会員団体の取り組み状況を共有
 - ・ 第4回自主行動計画フォローアップ調査結果を報告
 - ・ パートナーシップの構築宣言の現状報告
- 常任委員会（12月）
 - ・ 繊維産業流通構造改革推進協議会より下記「聴き取り調査」結果を報告

【繊維産業流通構造改革推進協議会】

- 取引改革委員会（7月・12月）
 - ・ 自主行動計画実施に係る各団体の取組の課題の共有
- 「取引ガイドライン」に基づく「聴き取り調査」を会員企業を含め79社で実施（7~9月、今回15回目）
 - ・ 調査結果を11月に協議会メンバーのトップがメンバーの経営トップ合同会議、及び12月の繊維産連常任委員会で報告

1. これまでの取組（普及活動等）

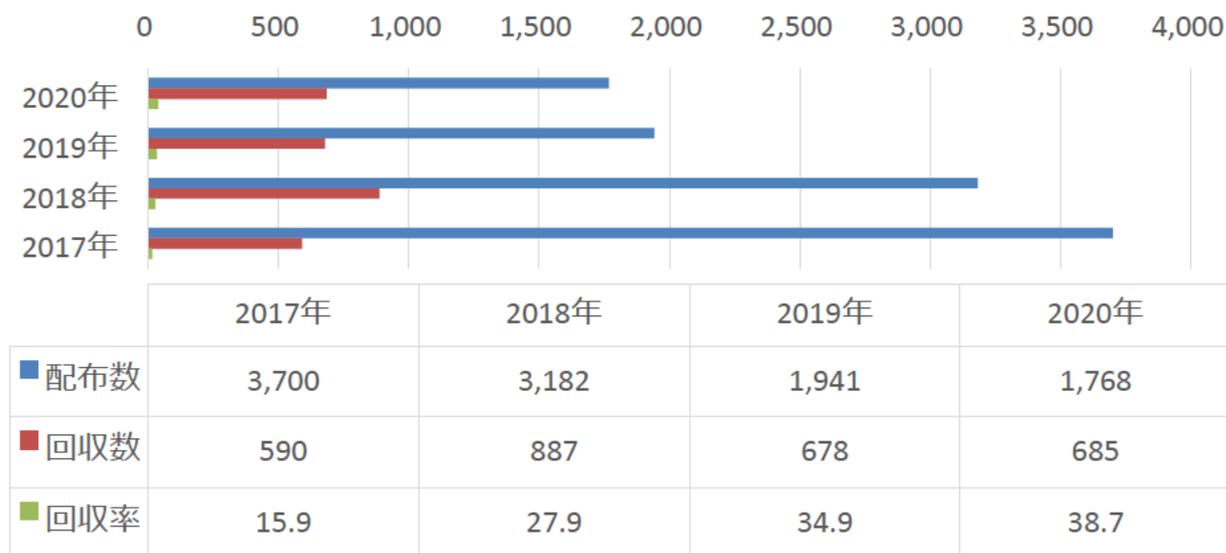
●取引ガイドライン（改定第3版）の説明会と合わせて「自主行動計画」の説明を実施

2018年	11/28	日本アパレルソーイング工業組合連合会	(東京)
	11/28	日本撚糸工業組合連合会	(石川)
2019年	2/26	日本綿スフ織物工業組合連合会	(大阪)
	4/10	インテリアファブリック協会第1回説明会	(東京)
	5/22	インテリアファブリック協会第2回説明会	(東京)
	5/23	(株)サンペックススイスト (現(株)サーヴォ)	(東京)
	6/24	日本寝具寝装品協会	(東京)
	8/28	日本染色協会	(大阪)
	9/7	三重県衣料縫製工業組合	(三重)
	12/17	大阪府被服工業組合	(大阪)
2020年	8/26	チクマ・ニッケグループ	(東京オンライン説明会)

2. 令和2年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和2年10月1日～10月31日
- ・ 調査企業：日本繊維産業連盟加盟団体の会員企業
1768社を対象
- ・ 回答企業：685社（前年度678社）
- ・ 回答率： 38.7%（前年度34.9%）

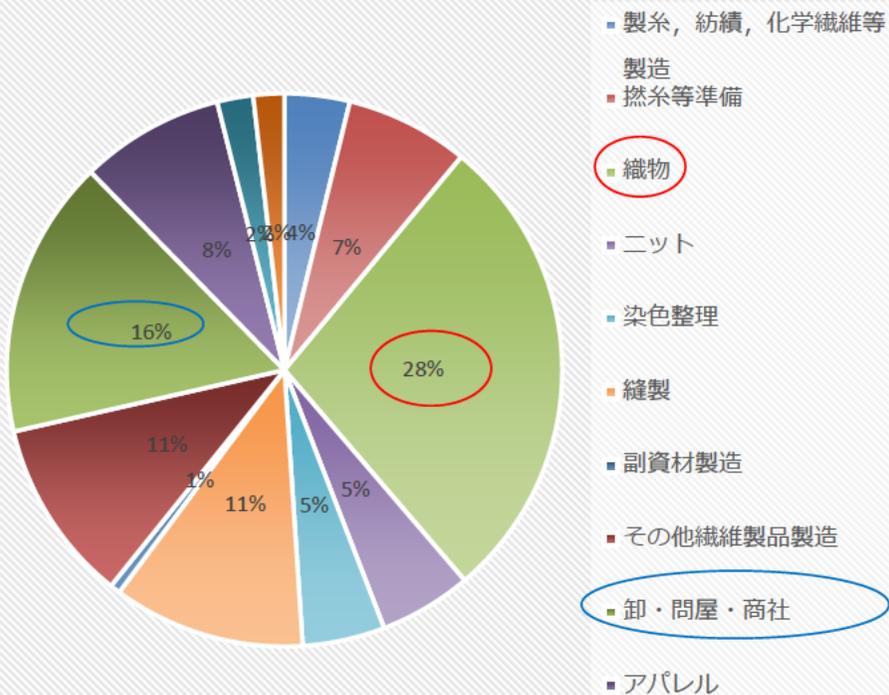
調査概要



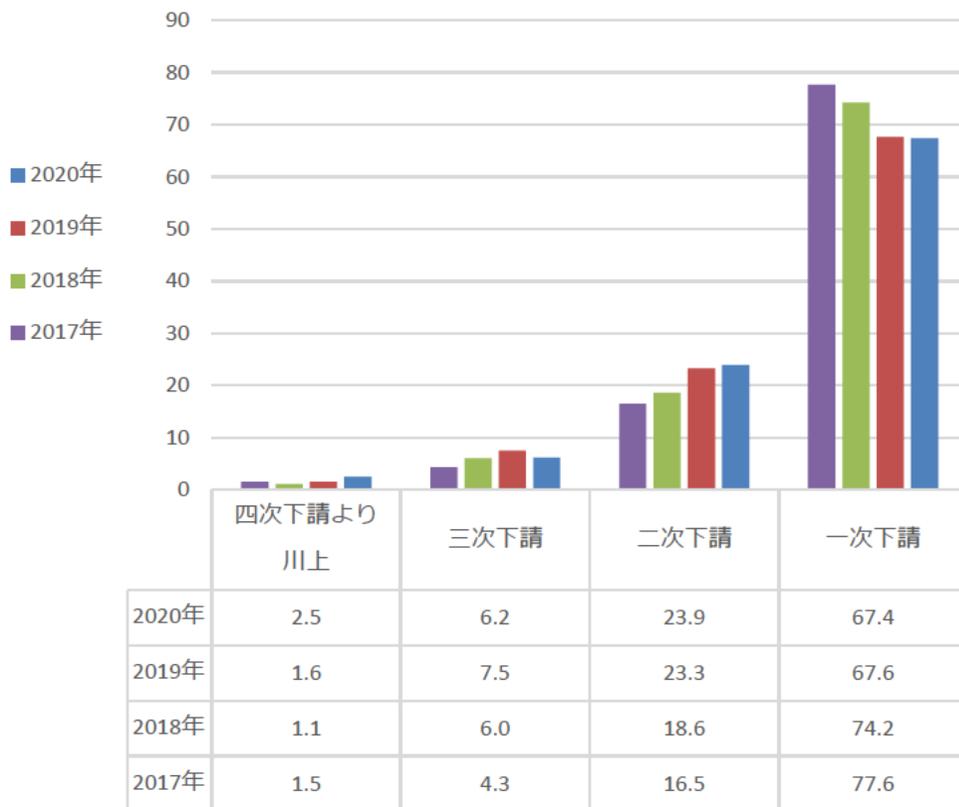
■ 配布数 ■ 回収数 ■ 回収率

2. 令和2年度フォローアップ調査結果（属性）

業種構成



(%) 下請の構成推移



3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

● 結果総括①

- (1) 「自主行動計画」の浸透度合いについて (設問7)
全部門とも概ね8割以上が「実施済み」または「実施中」で推移。
- (2) 「歩引き」取引の廃止について取引先との協議について (設問9、10)
発注側では8割以上、受注側では7割以上が「実施済み」または「実施中」。
発注側での「未実施」の理由の中では、「取引先から『歩引き』されているため、
『歩引き』をせざるを得ない」、「『歩引き』を条件に取引の申し入れがあったため」
などの取引先の要請方法の改善が進んでいないのが原因の5割以上を占める。
- (3) 契約書などの書面化の徹底度合いについて (設問11)
発注側・受注側とも8割が「実施済み」または「実施中」。
発注側で「書面化」が「未実施」の理由では、「発注側事業者の改善が進んでいない」
との割合が5割近い。
- (4) 引取期日を過ぎた在庫保管コストについて協議することの徹底について (設問15)
発注側では9割、受注側では8割が「実施済み」または「実施中」。
発注側の「未実施」の理由では「取引先のルールやマニュアルの改善が進んでいない」
が半数超。

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

● 結果総括②

- (5) 労務費の上昇に伴う取引対価の見直し要請に対する協議の徹底について (設問17, 18)
発注側では9割、受注側は8割が「実施済」または「実施中」。
発注側での「未実施」の理由の中では、「発注側事業者の支払い条件の改善が進んでいない」のが原因の6割を占める。
- (6) 直接の取引先を通じてその先の取引先への適正取引の働きかけの実施について (設問26)
7割の企業が「実施済」または「実施中」。その割合は年々増加。
- (7) 下請代金の手形での支払い(受取り)の割合 (設問31, 32)
発注側では6割、受注側では4割が「全て現金決済」。
現金決済に移行できない理由では発注側の6割、受注側の8割が、「取引先が現金払いでない」である。
- (8) 下請代金を手形で支払う(受取る)場合のサイトについて (設問34)
発注側、受注側とも「90日以内」が6割超。
120日を超える長期手形は発注側・受注側とも1割以下。

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

● 結果総括③

(9) **働き方改革の影響について** (設問40)

「特に影響はない」が発注側では7割と昨年並みだが、受注側では5割超に増加。

(10) **新型コロナウイルス拡大が取引適正化の改善に与えた影響** (設問44、45)

「取引価格の決定・改定」への影響は発注側で1割弱、受注側では2割弱。

「支払い条件」への影響は発注側・受注側とも僅かであった。

「該当なし」が発注側・受注側とも8割前後となっている。

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定

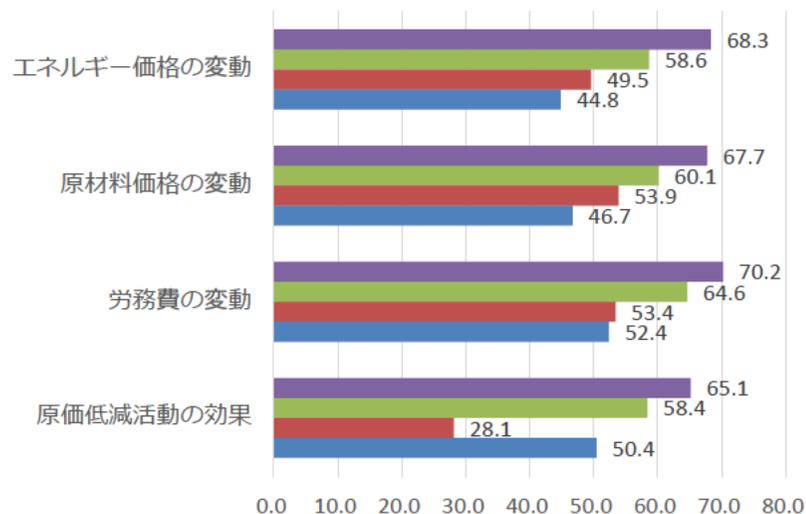
設問28. 2020年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、双方合意の結果を反映できたと考える項目について。

- ・発注側・受注側ともに反映できている比率は上昇。
- ・発注側で反映できなかった理由は「受注者から要請されなかった」が6割、受注側で反映できなかった理由では「発注者と協議したが、転嫁が行えなかった」が5割を占める。
- ・全ての項目について、発注側と受注側とで回答率に2割以上の差がある。

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定

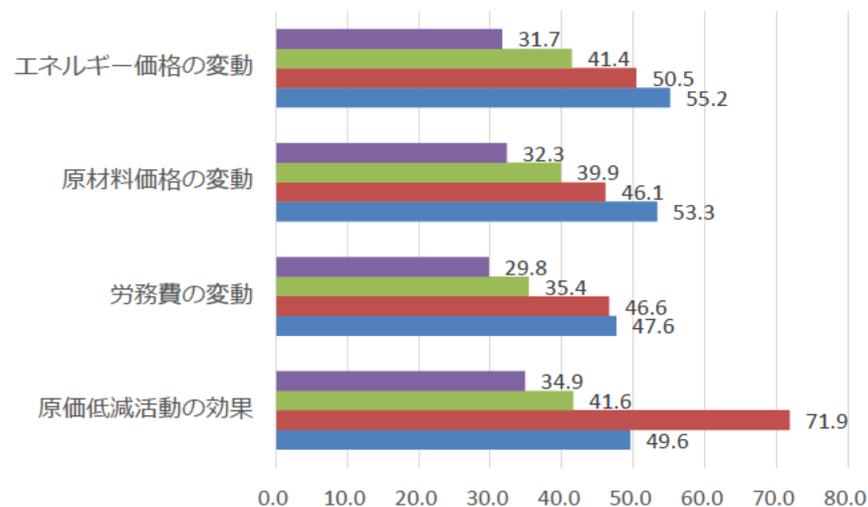
発注側の立場（概ね反映できた）



	原価低減活動の 効果	労務費の変動	原材料価格の 変動	エネルギー価 格の変動
2020年	65.1	70.2	67.7	68.3
2019年	58.4	64.6	60.1	58.6
2018年	28.1	53.4	53.9	49.5
2017年	50.4	52.4	46.7	44.8

■ 2020年 ■ 2019年 ■ 2018年 ■ 2017年

発注側の立場（一部反映・反映できず）



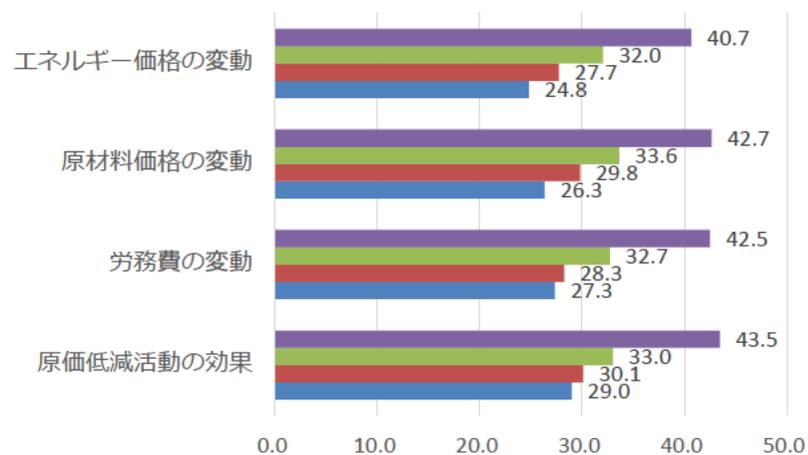
	原価低減活動の 効果	労務費の変動	原材料価格の変 動	エネルギー価格 の変動
2020年	34.9	29.8	32.3	31.7
2019年	41.6	35.4	39.9	41.4
2018年	71.9	46.6	46.1	50.5
2017年	49.6	47.6	53.3	55.2

■ 2020年 ■ 2019年 ■ 2018年 ■ 2017年

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み①合理的な価格決定

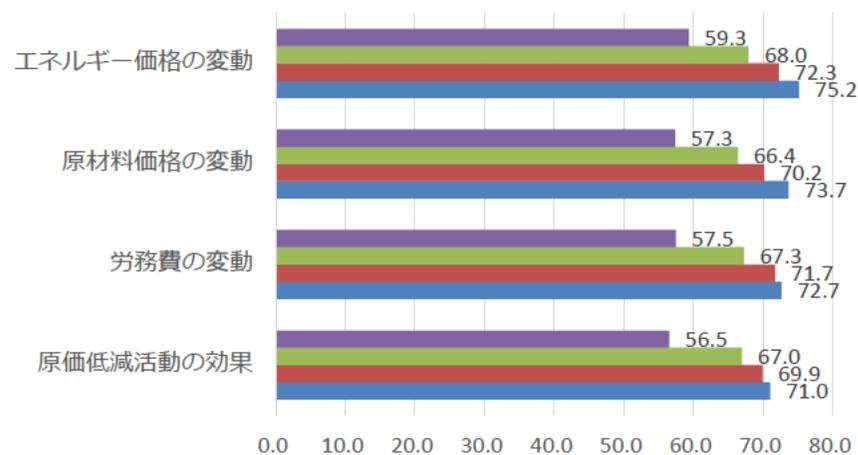
受注側の立場（概ね反映できた）



	原価低減活動の効果	労務費の変動	原材料価格の変動	エネルギー価格の変動
2020年	43.5	42.5	42.7	40.7
2019年	33.0	32.7	33.6	32.0
2018年	30.1	28.3	29.8	27.7
2017年	29.0	27.3	26.3	24.8

■ 2020年 ■ 2019年 ■ 2018年 ■ 2017年

受注側の立場（一部反映・反映できず）



	原価低減活動の効果	労務費の変動	原材料価格の変動	エネルギー価格の変動
2020年	56.5	57.5	57.3	59.3
2019年	67.0	67.3	66.4	68.0
2018年	69.9	71.7	70.2	72.3
2017年	71.0	72.7	73.7	75.2

■ 2020年 ■ 2019年 ■ 2018年 ■ 2017年

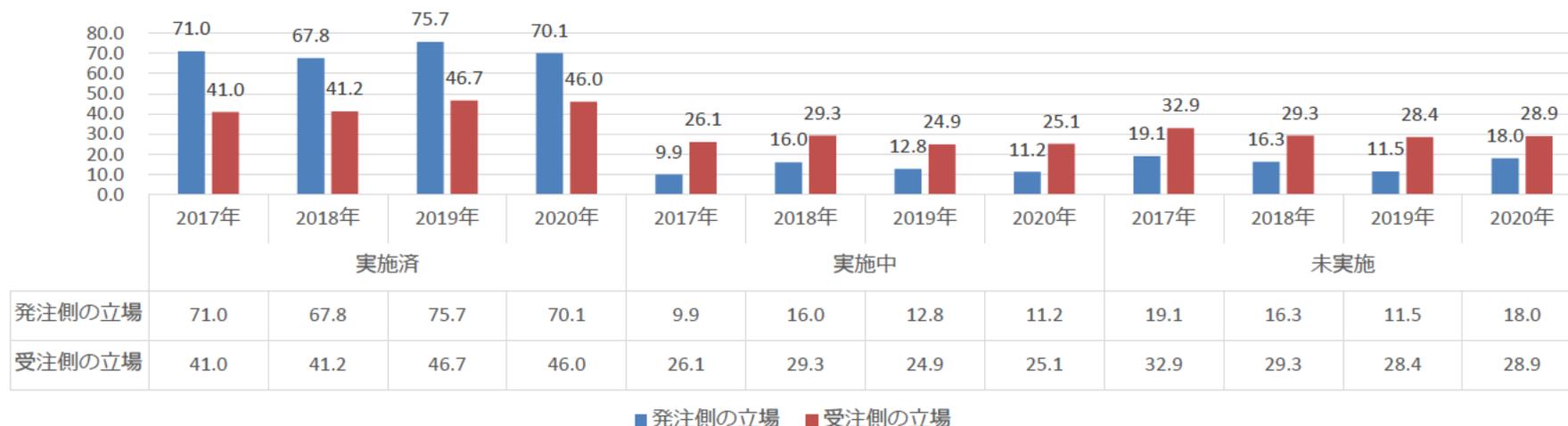
3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②「歩引き」の廃止

設問9. 「歩引き」取引の廃止に向けて取引先と協議することを徹底しているか。

- ・発注側では8割以上、受注側では7割以上が「実施済み」または「実施中」。
- ・発注側での「未実施」の理由の中では、「取引先から『歩引き』されているため『歩引き』をせざるを得ない」「『歩引き』を条件に取引の申し入れがあったため」など、**取引先との間で改善が進んでいない**のが原因の5割以上を占める。

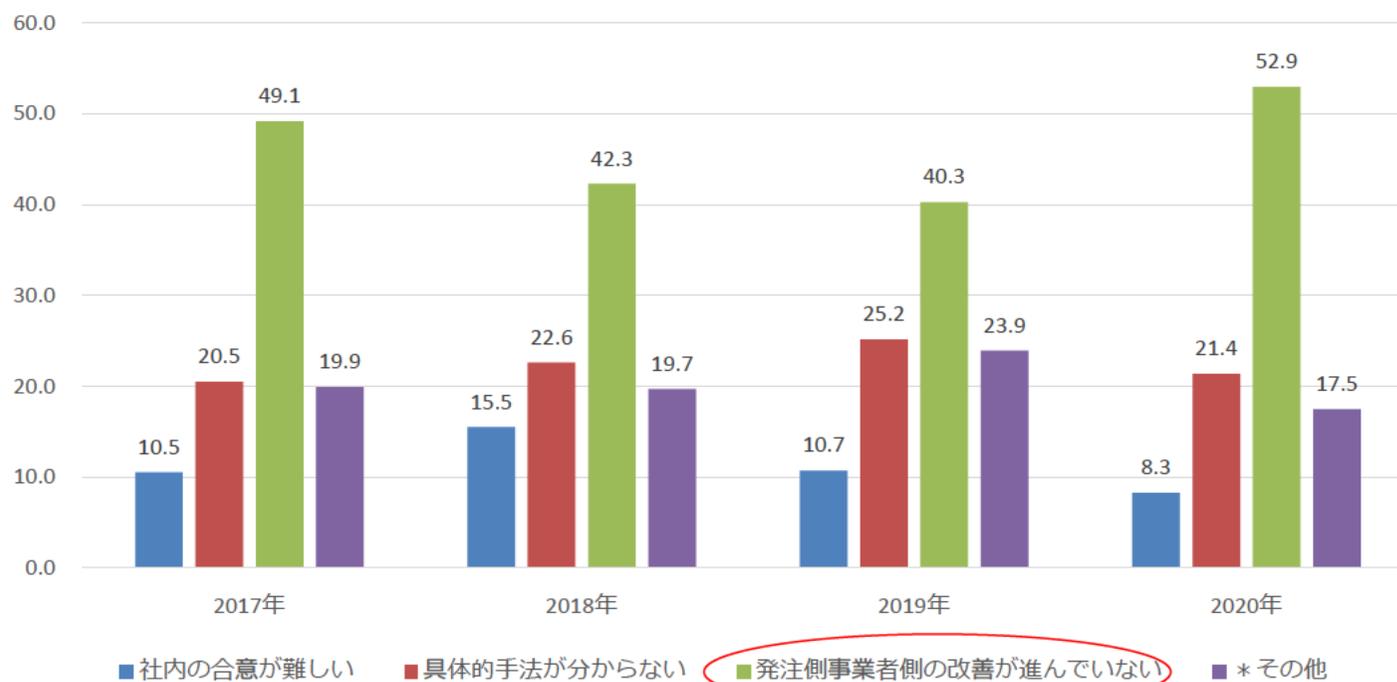
「歩引き」取引の廃止についての、取引先との協議



3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み②「歩引き」の廃止

「歩引き」廃止が実施中・未実施の主な理由



3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み③ 下請代金の支払い方法

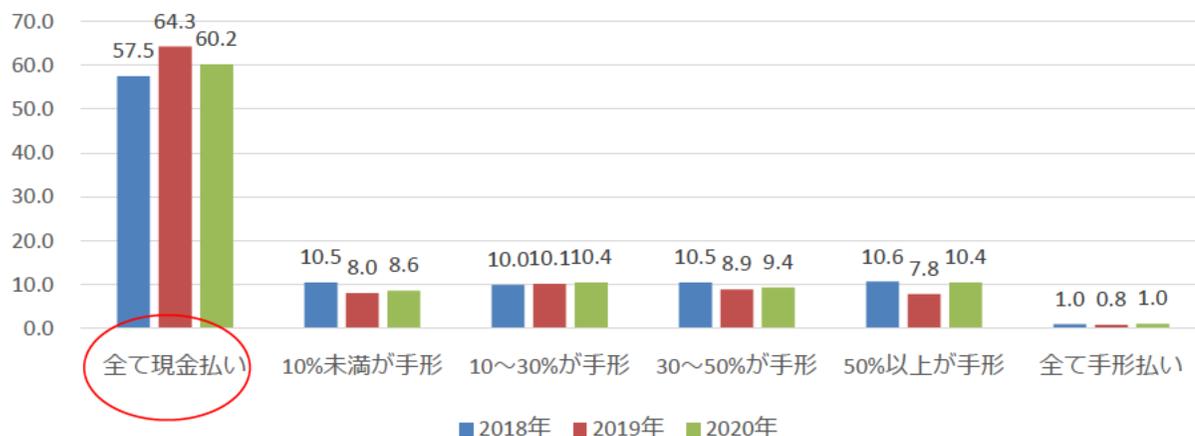
設問31～32. 下請代金を手形等で支払っている割合、現金化できない理由

- ・ 発注側では6割が、受注側では4割の企業が「全て現金払い」である。
（発注側） 2019年64.3% → 2020年60.2%
（受注側） 2019年40.7% → 2020年37.0%
- ・ 「全て現金払い」にできない理由は、「取引先からの支払いが現金払いでないため」が、発注側の6割、受注側の8割である。
（発注側） 2019年68.3% → 2020年60.1%
（受注側） 2019年75.1% → 2020年79.2%

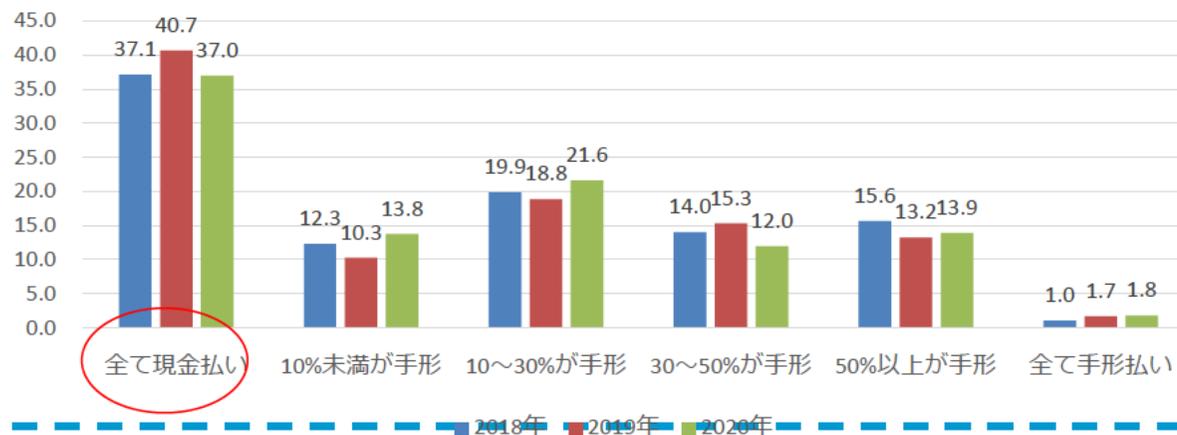
3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み③ 下請代金の支払い方法

発注側の立場



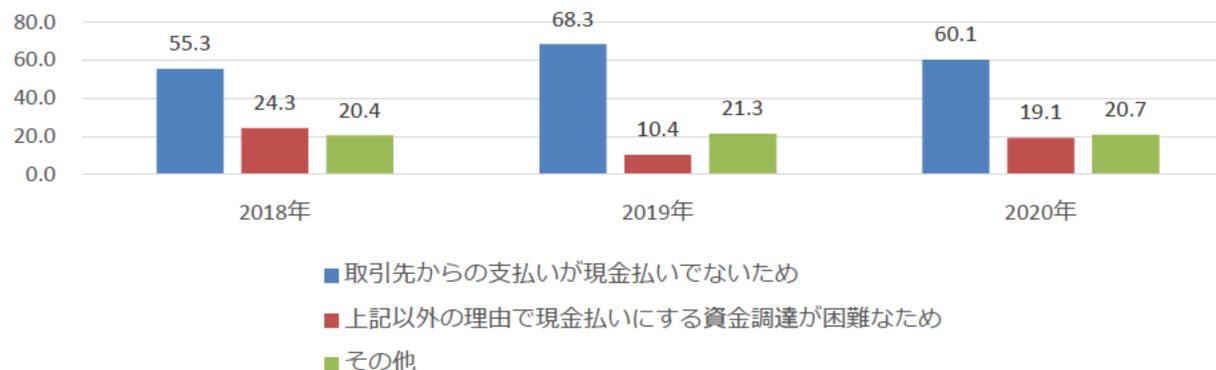
受注側の立場



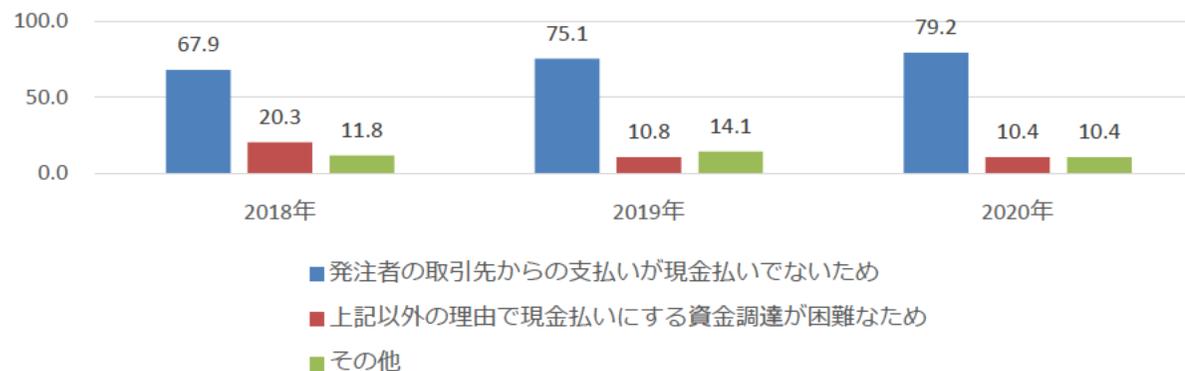
3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み③全て現金にできない理由

発注側の立場



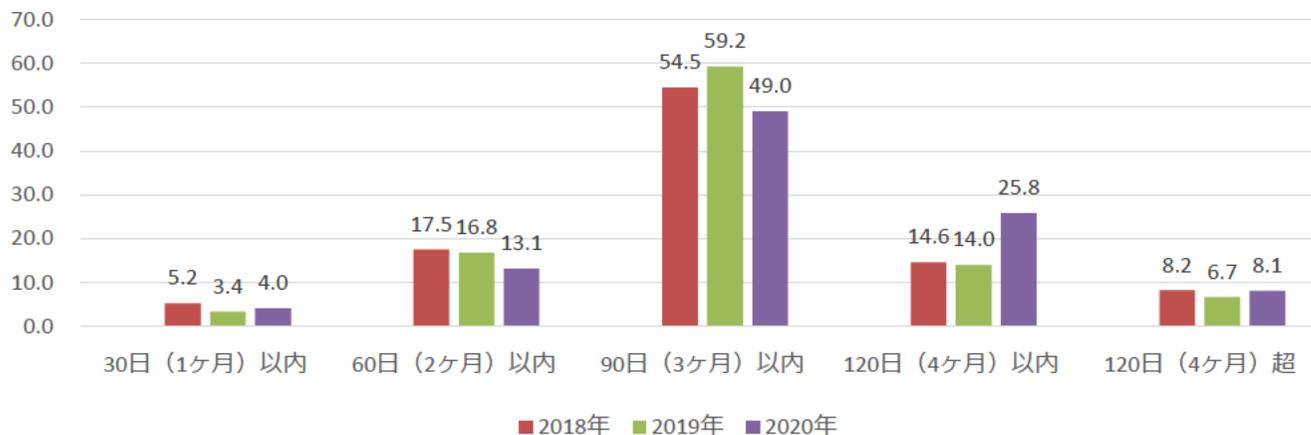
受注側の立場



3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

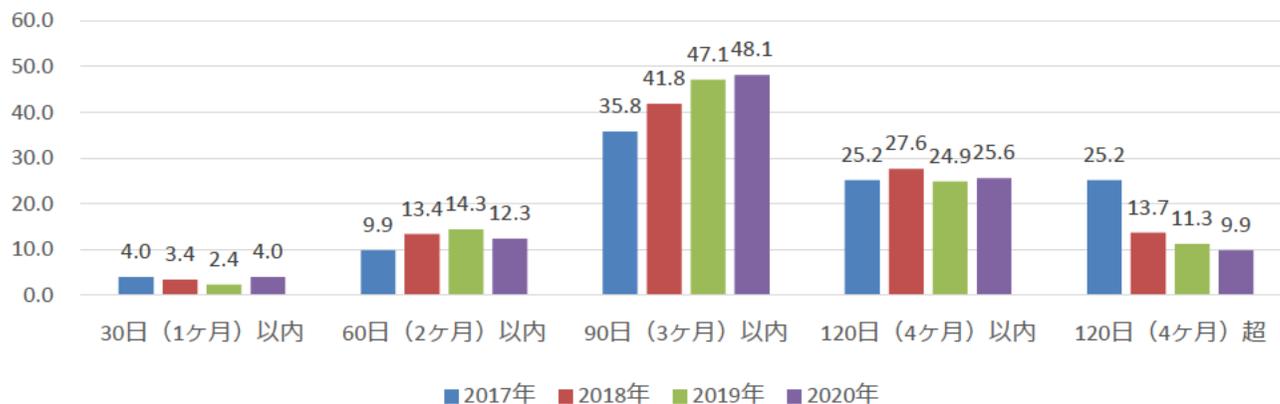
重点課題に対する取り組み③手形サイト推移

発注者の立場



*発注側2017年度は未集計

受注側の立場



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 宣言企業数：15社（2021/1/5 時点）* 社数は会員団体加盟企業
- 6月、8月の2回 会員団体を通じて協力依頼を実施

【今後の取組・要望】

- ・ 引き続き、会員団体を通じて協力要請を続けていく。
- ・ その際宣言の意義について、中小・小規模企業にとってもメリットがある旨政府ベースでも周知をお願いしたい。

5. まとめ（今後の取組み、目標）

【今後の取組】

- ・ 課題共有と適正取引の推進のため、取引適正化推進委員会を開催していく。
- ・ 取引適正化に向けて、さらなる調査や取組を実施する。
- ・ 取引ガイドラインの普及と自主行動計画の説明会開催。
- ・ 聴き取り調査の継続的实施。

【目標】

- ・ 来年度の自主行動計画フォローアップ調査において、発注側、受注側ともに、下請代金の「全て現金決済」（期日指定現金は除く）の回答比率が1割以上アップするよう周知に努める。
- ・ 各団体に対して、会員企業が「歩引き」取引の廃止を行っていただくよう要請する。